# 桑名市消防庁舎等再編整備事業に係る 基本協定書 (案)

令和3年12月24日 桑名市

## 目 次

前文…	
第1条	(目的及び解釈) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2条	(本事業関連契約の締結・締結に向けた協議)2
第3条	(当事者の義務等)
第4条	(本事業関連契約不調時等の取扱) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5条	(協定の有効期限)4
第6条	(権利譲渡等の禁止) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第7条	(準備行為) · · · · · · · · · · · · · · · · · · 4
第8条	(守秘義務)
第9条	(協定の変更)4
第 10 条	:(協議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 11 条	€ (準拠法及び裁判管轄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ※複数の企業が各業務を共同又は分担して実施する場合には、「乙」「丙」「丁」などの記載を適宜調整する。
- ※民間収益施設事業、余剰施設活用事業、コミュニティプラザ東側地域活性化事業の提案内容に応じて、適宜調整する。

桑名市消防庁舎等再編整備事業(桑名市が令和3年11月30日に公表した「桑名市消防庁舎等再編整備事業プロポーザル募集要項」に基づき、事業者の公募を実施した桑名市消防庁舎等再編整備事業をいい、以下「本事業」という。)に関して、桑名市(以下「甲」という。)は、代表企業かつ[ ]企業である[【企業名を記載】](以下「【「乙」「丙」「丁」「戊」・・・のいずれかを記載】」という。)、設計企業である [ ](以下「乙」という。)、建設企業である [ ](以下「丙」という。)、工事監理企業である [ ](以下「丁」という。)及び立体駐車場の運営企業である [ ](以下「戊」という。)から構成される [【代表企業の名称を記載】] グループ(以下「事業者グループ」という。また、「乙」、「丙」、「丁」、「戊」を個別又は総称して「構成員」という。)との間で、次のとおり基本協定書(以下「本協定」という。)を締結する。

#### 前文

甲は、三重県桑名市大山田一丁目9番地他に所在する土地に、桑名市消防本部・大山田地区市民センター等複合施設(仮称)の整備等を行う本事業を実施することとした。

甲は、公募型プロポーザルにより事業者の公募を実施し、事業者の選定手続きにおいて、事業者グループを優先交渉権者として決定した。

甲及び事業者グループはかかる経緯のもと、次の(1)乃至(4)の本事業に係る契約(以下(1)乃至(4)の 契約を個別又は総称して「本事業関連契約」という。)の締結に向け、相互の協力に努めるものとする。

- (1)甲及び【代表企業の名称を記載】] 施設整備グループ(乙、丙及び丁で構成される本事業における施設整備業務(「桑名市消防庁舎等再編整備事業プロポーザル募集要項」等(当該募集要項に付随して示された資料及び当該募集要項・資料に関する質問に対する回答として公表された回答結果を含み、以下「募集要項等」という。)に定める設計業務、建設業務及び工事監理業務を総称したものをいい、以下「施設整備業務」という。)を実施するグループをいい、以下「施設整備がループ」いう。)が締結する「桑名市消防庁舎等再編整備事業における施設整備業務に係る基本契約書」(以下「施設整備基本契約書」という。)
- (2)(1)の施設整備基本契約に基づき、甲及び乙、甲及び丙、甲及び丁のそれぞれが締結する施設整備 個別契約(設計業務に係る業務委託契約書、建設業務に係る工事請負契約書及び工事監理業務に 係る業務委託契約書をいう。以下同じ。)
- (3)甲及び戊が締結する立体駐車場の運営業務に係る事業契約書
- (4) 甲及び[【民間収益施設事業の実施事業者候補者、余剰施設活用事業の実施事業者候補者、コミュニティプラザ東側地域活性化事業の実施事業者候補者を記載】]が締結する[【民間収益施設事業、余剰施設活用事業、コミュニティプラザ東側地域活性化事業のいずれか、又は複数のものを記載する場合がある】]に係る事業契約書

#### (目的及び解釈)

- 第1条 本協定は、事業者グループが本事業における優先交渉権者として決定されたことを確認するとともに、甲及び事業者グループの本事業関連契約締結に向けた双方の協力義務等を定めることを目的とする。
- 2 本協定において別段の定めなく使用された用語が、文脈上別異に解すべき場合を除き、募集要項等 や提案書類(本事業の公募型プロポーザル実施にあたって事業者グループから提出された提案書類、 ヒアリング審査の内容、ヒアリング審査前の提案内容に係る甲からの質問に対する回答結果及び本協 定締結までに事業者グループが甲に提出した提案内容を補完する趣旨の一切の書類をいい、以下「提 案書類」という。)との間に矛盾又は齟齬がある場合には、本協定、募集要項等、提案書類の順にそ の解釈が優先する。

#### (本事業関連契約の締結・締結に向けた協議)

- 第2条 甲及び事業者グループは、募集要項等、提案書類の内容に基づき、双方で協議を実施し、協議が成立した後に、甲は、施設整備グループ、乙、丙、丁、戊及び[【民間収益施設事業の実施事業者候補者、余剰施設活用事業の実施事業者候補者、コミュニティプラザ東側地域活性化事業の実施事業者候補者を記載】]と、それぞれの本事業関連契約を締結する。
- 2 甲及び事業者グループは、甲及び事業者グループが令和[ ]年[ ]月を目処として施設整備基本契約書を、また、甲及び乙が令和[ ]年[ ]月を目処として設計業務に係る業務委託契約書を、甲及び丙が令和[ ]年[ ]月を目処として建設業務に係る工事請負契約書を、甲及び丁が令和[ ]年[ ]月を目処として工事監理業務に係る業務委託契約書を、それぞれ締結できるよう最大限努力するものとする。
- 3 甲及び事業者グループは、甲及び戊が令和[ ]年[ ]月を目処として立体駐車場の運営業務に係る事業契約書を締結できるよう最大限努力するものとする。
- 4 甲及び事業者グループは、甲及び[【民間収益施設事業の実施事業者候補者、余剰施設活用事業の実施事業者候補者、コミュニティプラザ東側地域活性化事業の実施事業者候補者を記載】]が令和 [ ]年[ ]月を目処として[【民間収益施設事業、余剰施設活用事業、コミュニティプラザ東側地域活性化事業】]に係る事業契約書を締結することを念頭に、[【民間収益施設事業、余剰施設活用事業、コミュニティプラザ東側地域活性化事業】]の実施の可否及び実施方法等に関して、協議を行うものとする。
- 5 前3項の期限については、甲がやむを得ないと認める場合、甲と事業者グループは、協議の上、甲 が新たに期限を定めるものとする。

#### (当事者の義務等)

- 第3条 甲及び事業者グループは、前条に定める目的の達成に向け、互いに協力し、誠実に対応するものとする。
- 2 甲及び事業者グループは、募集要項等の内容を遵守するとともに、「桑名市消防庁舎等再編整備事業者選定委員会」から付された意見を尊重するものとする。
- 3 甲及び事業者グループは、本事業が公民連携手法としての効果を発揮すべく実施されるものである ことを十分に理解し、相互に協力して本事業の円滑な実施に向けた協議を行うものとする。
- 4 甲及び事業者グループは、本事業のおける施設整備業務、立体駐車場の運営業務、民間収益施設事

- 業、余剰施設活用事業及びコミュニティプラザ東側地域活性化事業が互いに関連し、影響を与えるものであることを十分に理解し、相互に協力して本事業の円滑な実施に向けた協議を行うものとする。
- 5 甲は、事業者グループの優先交渉権者としての地位を尊重し、提案書類の内容に沿った本事業関連 契約の締結をするよう努力するものとする。
- 6 事業者グループは、本事業関連契約の締結に向けた協議において、甲の要望を尊重するものとする。
- 7 事業者グループの代表企業及び構成員は、構成員及び民間収益施設事業の実施事業者候補者、余剰施設活用事業の実施事業者候補者、コミュニティプラザ東側地域活性化事業の実施事業者候補者のいずれかが本事業から離脱した場合、他の代表企業及び他の構成員は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。
- 8 [ ]は、事業者グループの代表企業として、全ての本事業関連契約の締結に関して、甲との調整・協議等における窓口役を担うほか、事業者グループの調整等の責任を負うものとする。

### (本事業関連契約不調時等の取扱)

- 第4条 甲又は事業者グループは、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、本協定を解除できるものとする。
  - (1) 甲又は事業者グループのいずれの責めにも帰さない社会経済情勢の変化、天災地変、その他やむを得ない事情により、本事業の遂行が困難であることを甲及び事業者グループの双方が合意した場合
  - (2) 甲又は事業者グループのいずれかが、本協定に違反した相手方に対して、相当期間の是正期間を設けて当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されない場合
- 2 甲は、事業者グループ及び構成員のいずれかが、本事業の公募型プロポーザルの応募にあたって 募集要項等の定めに違反したことが明らかになったとき、本協定の解除や、いずれかの本事業関連契 約を締結しないことができるものとする。
- 3 甲は、事業者グループ及び構成員のいずれかが募集要項等に定める本事業の公募型プロポーザル の応募資格を満たさなくなった場合、本協定の解除や、いずれかの本事業関連契約を締結しないこと ができるものとする。甲が認めた場合にはこの限りではない。
- 4 前3項の規定に基づき本協定が解除された場合又いずれかの本事業関連契約が締結に至らない場合は、甲及び事業者グループが本協定の解除等の時点までに本協定に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないものとする。ただし、施設整備基本契約書の締結日以降に、事業者グループの責めに帰すべき事由により、施設整備基本契約書以外の本事業関連契約の締結に至らなかった場合には、甲は事業者グループに対して違約金等を請求することができる。当該違約金等の内容については、甲と事業者グループが施設整備基本契約書の締結までに協議の上で決定し、本協定とは別に締結する覚書に定めるものとする。【違約金等の金額は、立体駐車場の運営業務、民間収益施設事業、余剰施設活用事業、コミュニティプラザ東側地域活性化事業に関しては、それぞれ、市に支払われる対価(家賃等)が計画されているものは当該対価の1年分、又は、市が支払う対価(施設整備費を除く)が計画されているものは当該対価の1年分(市に支払われる対価、市が支払う対価の双方の計画がある場合は金額が高い方)、土地・建物の購入が計画されているものは当該購入予定金額の3%を目安に、また、締結に至らなかった場合に甲に発生することが想定される損害を考慮して、協議の上で決定する。ただし、甲が計画を了承し、実施に向けた条件等を提示した事業等のみを対象とする】

#### (協定の有効期限)

第5条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から全ての本事業関連契約の締結が完了し、かつ、契約が有効になる日、又は施設整備業務が完了する日、又は立体駐車場の供用が開始する日のいずれか遅い日までとする。ただし、本協定の有効期限の終了後も、第4条、第8条及び第11条の規定の効力は存続するものとする。

#### (権利譲渡等の禁止)

- 第6条 事業者グループは、本協定に関連して生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ又は担保に供することができないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事前に書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (準備行為)

- 第7条 事業者グループは、本協定の締結後、各本事業関連契約の締結前であっても、自らの費用おいて、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で事業者に協力するものとする。
- 2 前項の準備行為の結果は、甲の承諾を得た上で、施設整備グループ、乙、丙、丁、戊及び[【民間 収益施設事業の実施事業者候補者、余剰施設活用事業の実施事業者候補者、コミュニティプラザ東側 地域活性化事業の実施事業者候補者を記載】]が速やかにこれを引き継ぐものとする。

#### (守秘義務)

第8条 甲及び事業者グループは、本事業により知り得た相手方の機密情報及び関係権利者の個人情報 について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し又は本協定の目的以外に使用できない ものとする。ただし、権限ある官公署の命令に従う場合、又は桑名市情報公開条例(平成29年3月27 日桑名市条例第1号)等に基づき開示する場合はこの限りでない。

#### (協定の変更)

第9条 本協定の規定は、甲及び事業者グループの書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

#### (協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び事業者グループ が誠実に協議して定めるものとする。

#### (準拠法及び裁判管轄)

第11条 本協定は、日本国の法令及び市の定める条例に従い解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び事業者グループの代表企業としての[ ]が各1通を保有する。

令和[ ]年[ ]月[ ]日

甲 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市長 伊藤 徳宇 印

乙 (所在地) (商号又は名称)

(代表者氏名) 印

丙 (所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 印

丁 (所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 印

戊 (所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 印